

議案第 3 2 号

嘉島町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定される農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を令和 6 年度末に策定したことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町附属機関設置条例の一部を改正する条例

嘉島町附属機関設置条例(令和元年嘉島町条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「

町長	災害義援金配分委員会	災害発生時に集まった義援金を公平かつ効果的に配分するために必要な事項を協議する。
	男女共同参画社会推進懇話会	男女共同参画社会の推進に関し、必要な事項を協議する。
	まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進等に関する事項を協議する。
	町誌編纂委員会	町史編纂後の郷土の生活・文化発展の跡を追いつ史実として後世に残すために必要な事項を協議する。
	人・農地プラン検討会	人・農地プランの内容について必要な事項を検討・協議する。
	地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項を協議する。
	予防接種健康被害調査委員会	本町が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理の方法を調査する。

」を「

町長	災害義援金配分委員会	災害発生時に集まった義援金を公平かつ効果的に配分するために必要な事項を協議する。
	男女共同参画社会推進懇話会	男女共同参画社会の推進に関し、必要な事項を協議する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進等に関する事項を協議する。
町誌編纂委員会	町史編纂後の郷土の生活・文化発展の跡を追ひ史実として後世に残すために必要な事項を協議する。
地域計画検討委員会	地域計画の内容について必要な事項を検討・協議する。
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項を協議する。
予防接種健康被害調査委員会	本町が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理の方法を調査する。

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉島町附属機関設置条例(令和元年嘉島町条例第25号)新旧対照表

現行			改正後 (案)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の 属する執行 機関	附属機関名	設置目的	附属機関の 属する執行 機関	附属機関名	設置目的
町長	災害義援金配分委員会	災害発生時に集まった義援金を公平かつ効果的に配分するために必要な事項を協議する。	町長	災害義援金配分委員会	災害発生時に集まった義援金を公平かつ効果的に配分するために必要な事項を協議する。
	男女共同参画社会推進懇話会	男女共同参画社会の推進に関し、必要な事項を協議する。		男女共同参画社会推進懇話会	男女共同参画社会の推進に関し、必要な事項を協議する。
	まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進等に関する事項を協議する。		まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進等に関する事項を協議する。
	町誌編纂委員会	町史編纂後の郷土の生活・文化発展の跡を追い史実として後世に残すために必要な事項を協議する。		町誌編纂委員会	町史編纂後の郷土の生活・文化発展の跡を追い史実として後世に残すために必要な事項を協議する。
	人・農地プラン検討会	人・農地プランの内容について必要な事項を検討・協議する。		地域計画検討委員会	地域計画の内容について必要な事項を検討・協議する。
	地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項を協議する。		地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項を協議する。
	予防接種健康被害調査	本町が実施した予防接種による健康		予防接種健康被害調査	本町が実施した予防接種による健康

